

事務連絡
平成27年11月20日

各
都道府県
指定都市
中核市
障害福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課
精神・障害保健課

「生活扶助基準の見直しに伴う他制度に生じる影響について」に係る
情報提供について

日頃より、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

生活扶助基準の見直しにつきましては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府においては、できる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（対応方針）」を申し合わせているところです。

今般、厚生労働省から、「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成27年11月12日付け厚生労働省発社援1112第1号厚生労働事務次官通知。以下「次官通知」という。）を発出し、地方自治体に対し、改めて政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、各地方自治体において適切に御判断いただくよう、依頼を行いました（別添）。

つきましては、次官通知においても、広範な周知をお願いしているところですが、念のため、貴部局に直接情報提供いたしますので、内容を確認いただいた上で、適切に御判断・御対応いただくようよろしくお願いいたします。